



24消安第976号  
平成24年5月30日

社団法人 日本青果物輸入安全推進協会  
会長 守谷 潤一 殿

農林水産省消費・安全局  
植物防疫課長 福盛田共義

### メキシコ産のカットマンゴウの輸入について

このことについて、先般、メキシコから、特定の加工施設においてメキシコ産マンゴウの生果実をカット加工したもの（以下「カットマンゴウ」という。）を我が国へ輸出したいとの要望があり、2国間で技術的協議を重ねた結果、ミバエ類のリスク低減措置は十分に講じられるものと判断しました。

については、今後、メキシコ産カットマンゴウの輸入については、下記に基づいて行われることとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

(1) カット用のマンゴウは両国間で合意しているワークプランに基づいて検疫措置が行われるものが用いられ、カットマンゴウの荷口に係る植物検疫証明書への記載及びこん包への表示・封印等については、検疫措置を行った生果実と同様の対応が行われること。ただし、輸出業者の社名がついたラベルの果実への貼付については不要である。

(2) 植物検疫証明書に当該加工施設の登録番号 (EMP04/02/003/001/2010) が記載されるとともに、登録番号の変更があった場合には、速やかに我が国に通知されること。

また、植物検疫証明書に登録番号の記載がなく、当該加工施設で加工されたことが特定できない場合、その荷口は廃棄又は返送の措置となること。

(3) 万が一、我が国において、カットマンゴウの荷口から生きたアノストレファ属のミバエが発見された場合は、直ちに当該施設から我が国への輸出が停止され、荷口に当該ミバエが付着した原因の究明及び改善措置が講じられること。また、その原因及び改善措置が我が国に通知されること。